

大学発新産業創出基金事業 ディープテック・スタートアップ 国際展開プログラム (*D-Global*)

第6回公募説明資料

2026.8



科学技術振興機構

スタートアップ・技術移転推進部

大学発新産業創出基金事業 の概要

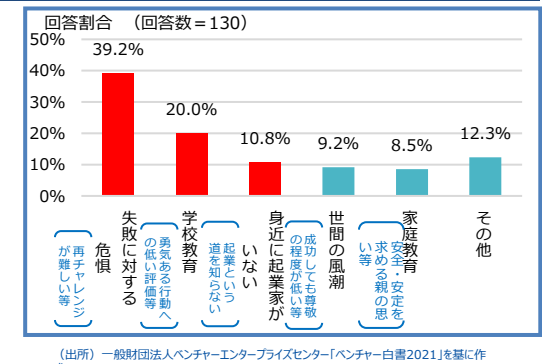
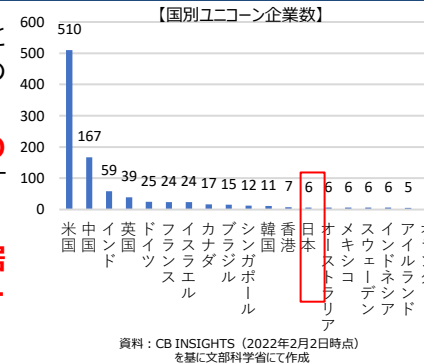
国際展開する大学発スタートアップの創出と 高校生等へのアントレプレナーシップ教育の拡大

令和4年度第2次補正予算額 1,500億円
※施設整備502億円については、地域中核・特色ある
研究大学の振興の一部と重複計上



背景・課題

- ✓ スタートアップ5年で10倍増を視野に、スタートアップを強力に育成するとともに、国際市場を取り込んで急成長するスタートアップを創出していくためには、**大学発スタートアップ創出力の抜本的強化**が必要
- ✓ そのためには、創業前から、**国際市場への展開可能性を検証するための支援や、地域の大学等から生まれる技術シーズへの支援、起業を志す人材育成の機会を抜本的に拡充**することが重要
- ✓ そこで、スタートアップ創出元年である令和4年度から、**国際展開も見据えたギャップファンド等の支援を大幅に拡充**するとともに**アントレプレナーシップ教育の機会を高校生等へと拡大**する



事業内容

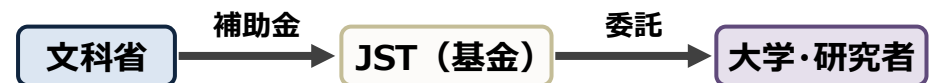
大学発スタートアップの創出を強力に支援するため、国際市場への展開を目指すスタートアップの創出も含めて支援するギャップファンドプログラムを実施する基金を創設するとともに、地域の中核大学等への施設やスタートアップ創出環境の整備、アントレプレナーシップ教育の高校生等への拡大に向けて以下の取組を行う

大学発スタートアップ創出の抜本的強化

事業実施期間：令和4年度～（原則5年間）

- 大学発スタートアップ創出を支援するギャップファンドプログラムの新設
- 拠点都市や地域の中核大学等の技術シーズに対して、海外の専門家等からのメンタリングなどとセットで国際市場への展開可能性を検証するギャップファンドプログラムを創設し、国際市場への展開を目指すスタートアップ等の創出に取り組む

大学発新産業創出基金事業 988億円【基金】



- 地域の中核大学等のスタートアップ創出体制の整備
- 大学発スタートアップ創出の抜本的強化に向けて、地域の中核大学等を中心に、地域の金融機関や他大学等と連携して、優れた技術シーズ等を活用した起業を進めるためのエコシステム形成に取り組む

起業家層の拡大に向けたアントレ教育の高校生等への拡大 -EDGE-PRIME Initiative-

10億円

- スタートアップ創出の抜本的拡大に向けて、その基盤となる人材の量や多様性を増やすため、拠点都市を中心にアントレプレナーシップ教育の機会を、優れた理数系の才能を有することも始め、将来設計の入り口である高校生等へ拡大
- 件数・単価：1.2億円程度×8拠点
- 交付先：JSTを通じて大学等を支援

地域中核・特色ある研究大学の連携による 産学官連携・共同研究の施設整備事業

502億円（※）

- 研究力の向上戦略の下、大学間の連携を通じて地域の中核・特色ある研究大学として機能強化を図る大学による取組に対し、共同研究拠点化に向けた施設やオープンイノベーションの創出等に必要な施設の整備を支援
 - 件数・単価：20億円程度×25件程度
 - 交付先：大学
- ※地域中核・特色ある研究大学の振興の一部と重複計上

大学発新産業創出基金事業の基本方針（概要）

目標

1. 社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有する大学等発SUの創出を質・量ともに充実
2. 大学等発SUの継続的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムの仕組みを全国に形成

インパクト

- ・ 革新的な製品・サービスによる社会課題の解決及び豊かな国際社会の実現
- ・ 事業成長による我が国の雇用創出及び経済成長の実現
- ・ 成功事例を積み重ね、より多くの人材が大学等発SUの創出・育成を志す
- ・ 大学等においてステークホルダーと連携を図り学内のルールや体制を整備

①ディープテック・国際展開プログラム

【趣旨】

ディープテックの優れた研究成果を基に、国際市場への展開を視野に社会・経済に与えるインパクトに掲げるビジョンの実現及びリードする大学等発SUの創出に向けて、概念実証以降のフェーズに入ることが適切とされる課題の事業化と研究開発を、マイルストンの達成に向けて一体的に推進する

【基本的な枠組み】

- ・ 国際市場展開に向けた事業化及び研究開発マイルストンを設定し、その達成に向けて必要な取組を推進
- ・ 国内外の事業化推進機関と研究者が共同代表として一体となって推進

【実施期間・費用】

- ・ 最長3年程度（新規公募・採択はR9年度まで）
- ・ 総額5億円（直接経費）程度を上限

②スタートアップ・エコシステム共創プログラム

【趣旨】

大学等発SU創出にポテンシャルあるシーズを全国から引き出すとともに、国際市場への展開も含め、大学等発SUの創出に向けた取組を増やすとともに、継続的な創出を支える人材・知・資金が循環するエコシステムを拠点都市PF、地域PF、中心的な役割を果たす各大学等に形成する

【基本的な枠組み】

A) 拠点都市プラットフォーム (拠点都市PF)共創支援

- ・ ギャップファンドプログラムの運営及び実施
- ・ 経営者候補・事業化支援人材の確保と育成等の機能の充実
- ・ 案件発掘機能の強化（各省の拠点事業との連携含む）
- ・ 海外のSUエコシステムとのNW構築・強化
- ・ 地域PFに対するメンタリング 等

B) 地域プラットフォーム (地域PF)共創支援

- 全国から案件を発掘・育成するための新たなエコシステムを共創
- ・ ギャップファンドプログラムの運営・実施
- ・ 産学官金当の連携体制構築 等
- <拠点都市PFと連携>
- ・ 概念実証フェーズ以降のギャップファンドプログラムの実施等

C) 全国ネットワーク 構築支援

全国の拠点都市PFと地域PFが連携し、それぞれのPFの枠組みを超えた研究成果活用型SUの創出支援が可能となる共通基盤の共創

【実施期間・費用】

- ・ 用途仮説設計から概念実証フェーズの手前：原則500万円程度まで、1年程度（新規公募・採択はR9年度まで）
- ・ 概念実証以降のフェーズ：原則6000万円程度まで、最長3年程度（新規公募・採択はR9年度まで）

③早暁プログラム

【趣旨】

事業化構想を実現させるために事業化人材が大学等の技術シーズ探索を行い、研究者とチームになってビジネスモデルブラッシュアップと研究開発を推進する

【実施期間・費用】

- ステージ1：4.5ヶ月 上限60万円（旅費）
- ステージ2：7ヶ月 上限500万円（直接経費）

共通の取組や支援

- ・ 採択課題の知財戦略に基づく大学等の単独出願特許確保に向けた取組
- ・ 外部専門機関等の効果的・積極的な活用
- ・ 施設・設備の確保
- ・ 起業後の発展に向けた取組

引き続き検討する事項

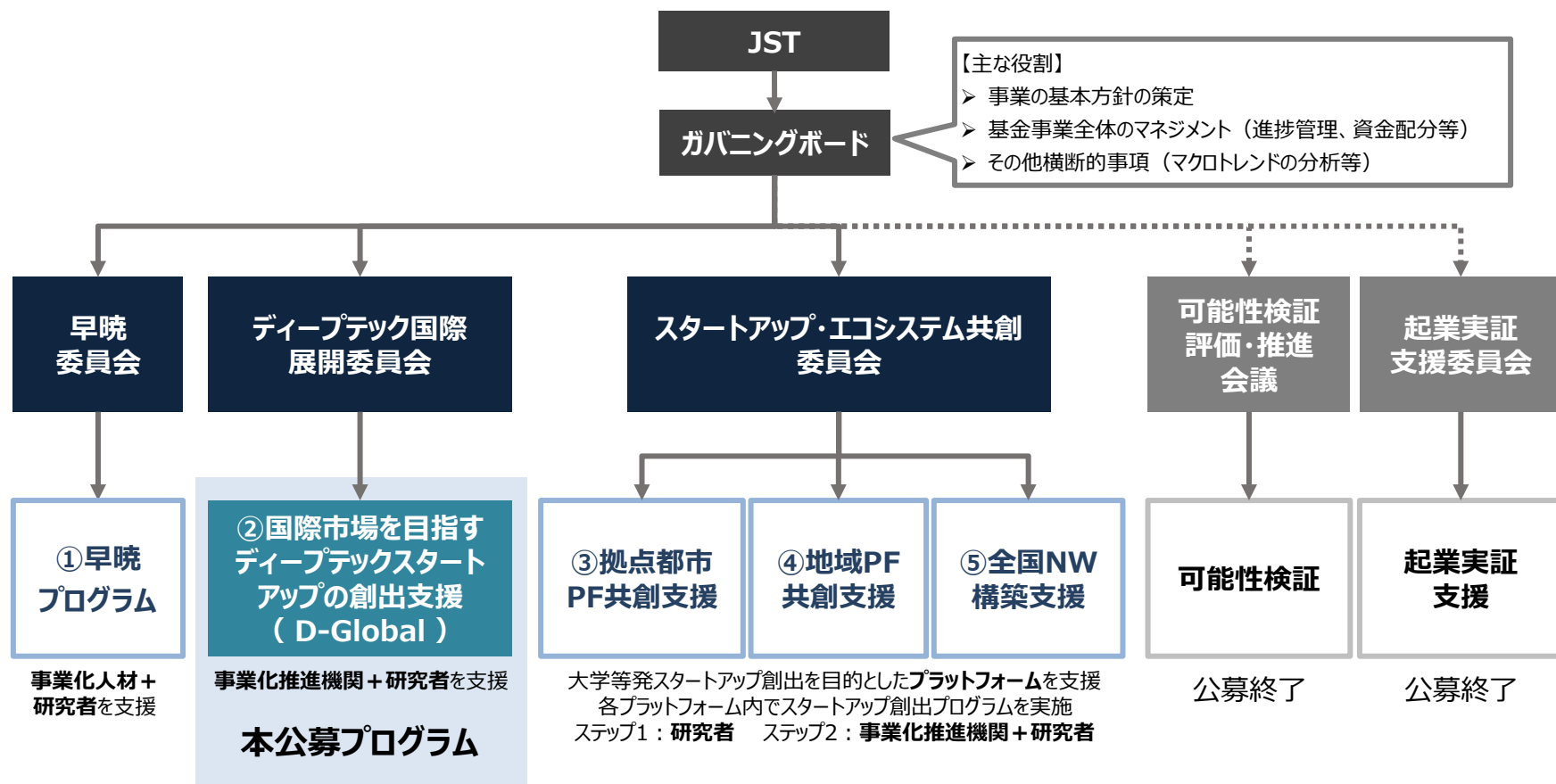
- ・ 大学等発SUのモデルケースの創出
- ・ マクロトレンド分析
- ・ SU創出に深く関わる政府の他事業との連携

- 令和5年度以上に先立ち実施
- ①プロジェクト推進型 起業実証支援・事業プロモータ支援プログラム
- ②可能性検証プログラム

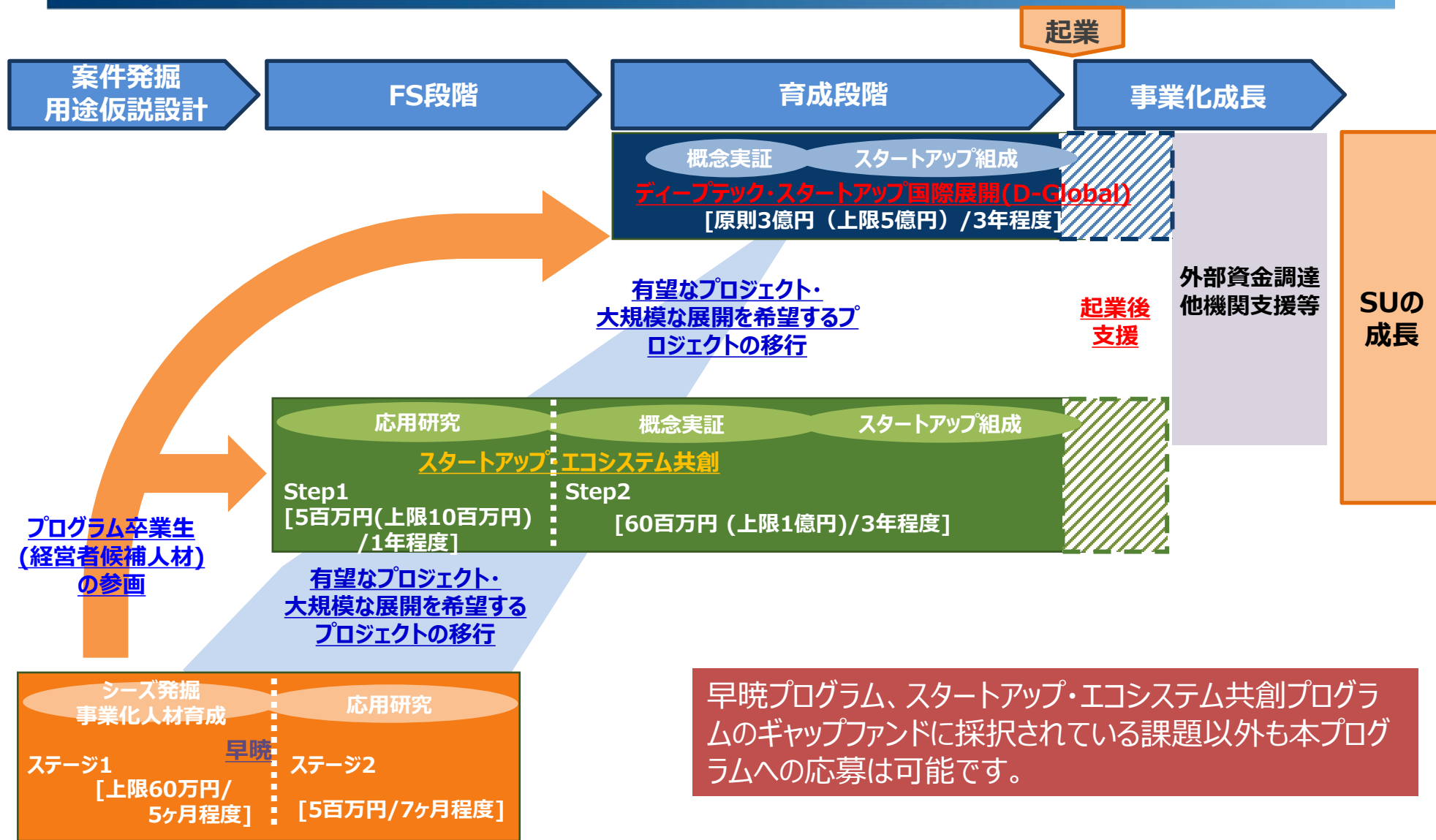
大学発新産業創出基金事業の全体像

【目指す姿】

1. 社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め事業成長するポテンシャルを有する、大学等のアカデミアから生まれるスタートアップの創出を、質・量ともに格段に充実させる
2. 大学等発SUの継続的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムの仕組みを全国に形成すること



大学発新産業創出基金事業の目指す姿



本基金事業で想定する起業に向けたステップ

- スタートアップの創出を目指した研究開発は、スタートアップの設立に向けた事業化の観点からの研究開発が必要になり、さらに研究開発だけでなく事業開発も必要になります。
- 本基金事業では、基礎研究の成果からスタートアップ創出に至るまでの事業開発と研究開発を2つのステップに分けて考えます。

ステップ1 応用研究		ステップ2 概念実証・スタートアップ組成
対象	基礎研究の成果について、ビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げることを目指します	前半ではビジネスとしての可能性の評価と実証（PoC）を行い、起業にあたってクリアすべき課題の解決を目指します（概念実証） 後半ではこれら取組に加え、大学等発SUの組成とVCが投資判断できるレベルに向けて、PoCを継続して実施します（スタートアップ組成）

本公募プログラムの対象ステップ

マイルストーン設定

- スタートアップの創出を目指した事業開発や研究開発では、基礎研究の成果と事業化のギャップを埋めるために、**ステップ毎に事業化に向けて達成すべき事業化マイルストーン（節目となる中間目標）および研究開発マイルストーンを設定**し、各ステップにおいてマイルストーンを達成したどうかの評価を行って次のステップに進むかどうかの判断をするプロセスが重要となります。
- 本基金事業においても事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストーンを設定し、それらの達成に向けて集中的に事業開発や研究開発を推進します。

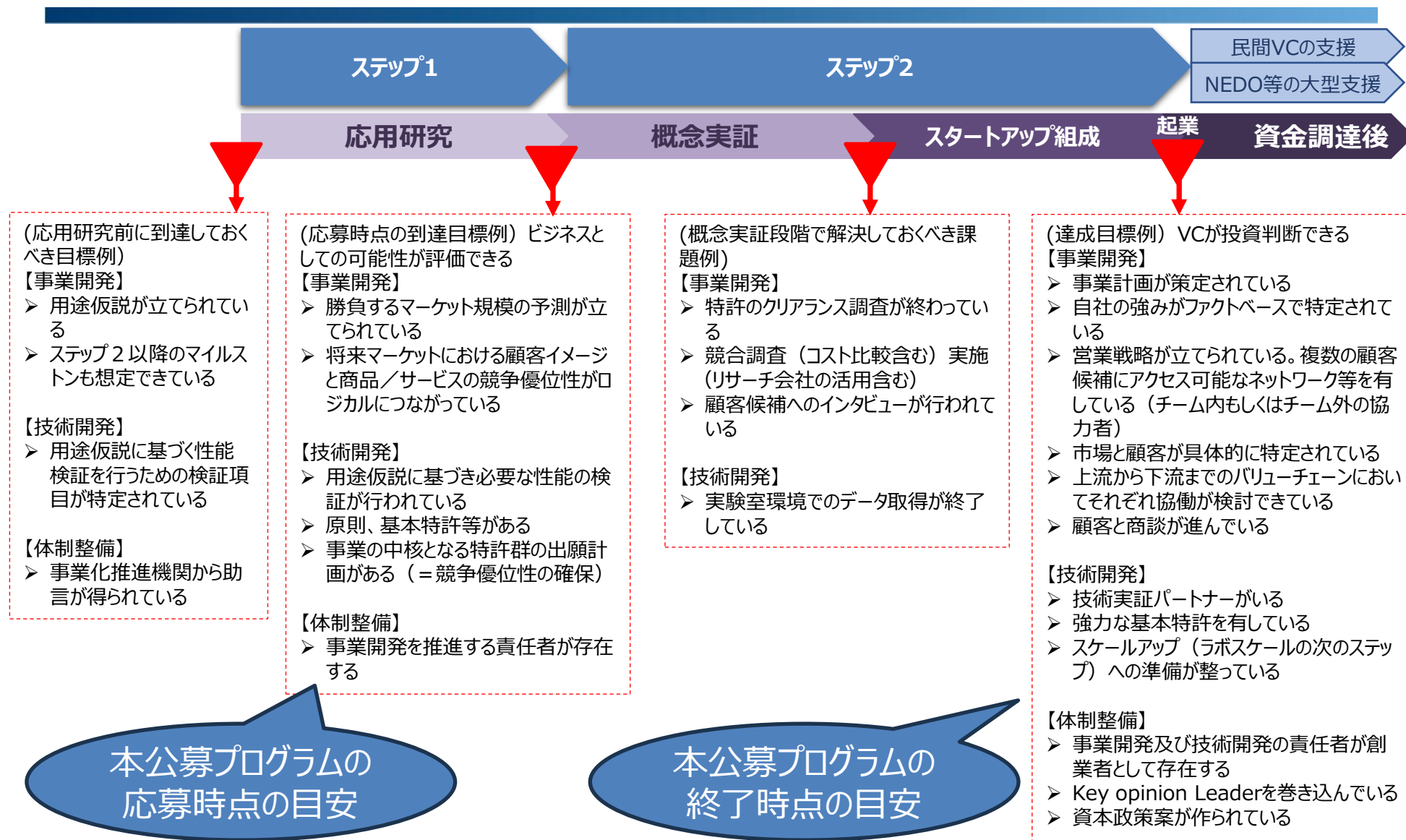
【本公募プログラムが支援対象とするステップ】

本公募プログラムの対象はステップ2（概念実証・スタートアップ組成）に該当する大学等発の研究成果です。**応募に際しては、次ページの「応募時点の到達目標例」を参考**にして下さい。

【本公募プログラムの終了時の目安】

本公募プログラムに採択された課題は、**プログラム終了時点において、起業し、ベンチャーキャピタル等が投資判断できる段階まで到達していることを目指します**。応募に際しては、達成目標例を参照し、課題や分野の特性を考慮しつつ、適切な達成目標を設定してください。なお、本基金事業では、起業後も最長1年間支援の継続が可能ですが、そのためには、研究開発期間内かつ起業前にJSTの承諾および委員会の承認を得ることが必要です。そのため、申請時において具体的な起業の予定があるものについては、起業後のビジョンや事業計画にも言及しつつ、当該起業時期までを本公募プログラムの研究開発期間としてください。

マイルストーン設定例



起業後の支援継続

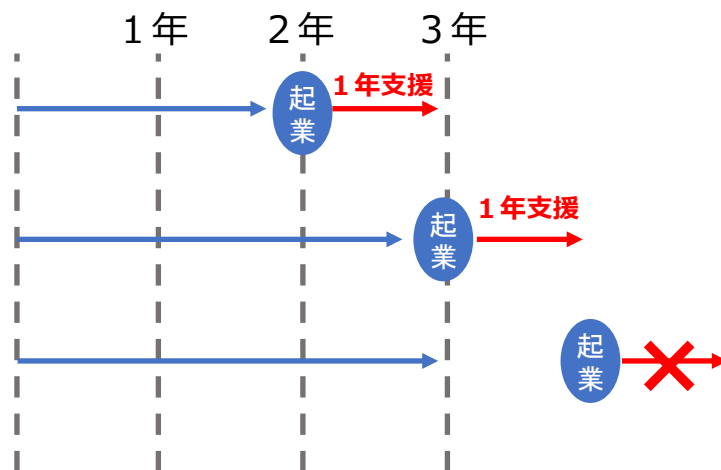
1. 公募要領における記載（抜粋）

前述したように、**本公募プログラムは原則として起業前の支援**を行うものですが、本基金事業では、起業後にVCによる出資や国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）による支援など、シード期の支援に円滑に繋がるよう、一定段階にある研究開発課題であれば**創業初期のスタートアップに対しても支援が可能**です。

このような本基金の特徴を反映し、本公募プログラムにおいても、応募時点に設定した委託研究開発期間の終了前に何らかの理由で起業することが適当であると判断される場合には、委託研究開発期間中に起業した上で、**本プログラムにおける研究開発を大学等で継続することや、支援先として起業後のスタートアップを選択することができます**。ただし、起業後の支援継続、および起業後のスタートアップへの支援にあたっては、事前の確認・承認が必要となりますので、予めJSTへご相談ください。

2. 支援期間

最長 1 年間



※研究開発期間内に起業した研究開発課題が対象

3. 支援金額

ディープテック・スタートアップ国際展開支援プログラム：

原則 1 億円程度まで

スタートアップエコシステム共創プログラム：

原則2000万円程度まで

※SUと研究機関への支援との合算

※研究開発・事業化支援期間中に要した金額の年平均額を踏まえた資金計画を提出してもらい、審査会およびJSTにおいて必要額を査定

4. 支援内容

大学の研究開発力を活用したSUの研究開発および事業開発
に対して支援

（ただし、収入を得る行為は原則として認められません）

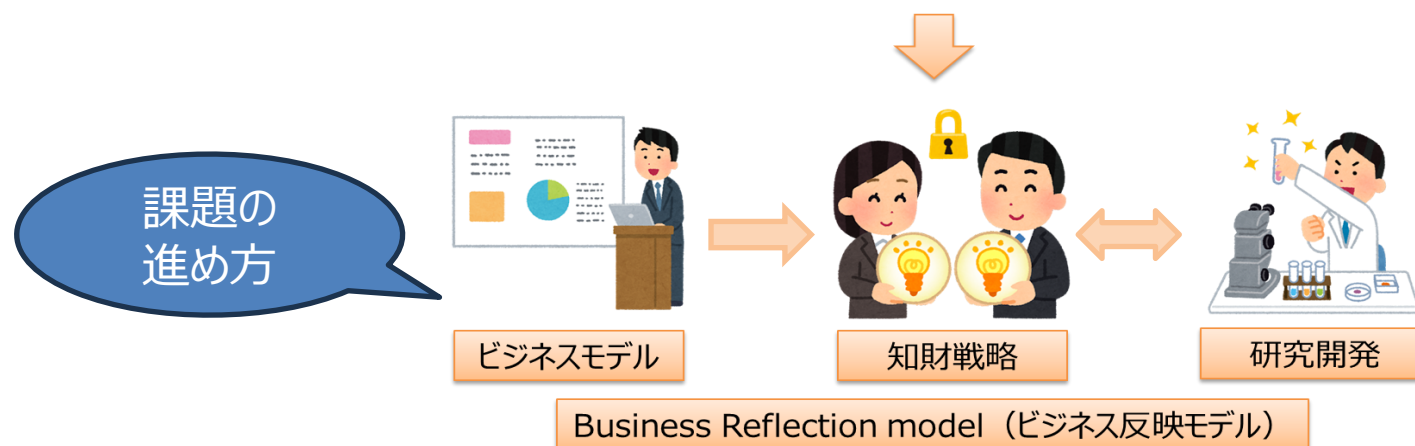
5. 支援判断（審査）

課題を採択した委員会において審査

※支援終了後に履行可能な資金獲得計画が整っている等が必要

ビジネスからのバックキャストによる課題推進

本基金事業においては、事業化に向けて、技術シーズの成熟度を高めてから知財戦略やビジネスモデルを考える技術投影モデルではなく、**当初から社会課題等のニーズや市場規模・動向等を踏まえたビジネスを見定めた上で、知財戦略と研究開発を一体的に行っていくビジネス反映モデル**を意識して推進するように心掛けてください。



ディープテック・スタートアップ 国際展開プログラム (*D-Global*) の概要

D-Global プログラムオフィサーメッセージ

本事業は、あと2－3年技術を磨けばスタートアップとして事業化できるような技術について、事業化への最後の一押しを支援する事業です。3年後に事業化するのであれば、基本技術は既に確立されて論文や特許になっているはずですし、その技術を用いてどんな顧客のどんな課題を解決する事業を目指すのかがある程度具体的に想定できています。

本事業の目標は、単に会社を作ることではありません。我が国からGAFAMやモデルナやイルミナのような会社を生み出すことです。もちろん、これらの会社も最初から大企業だったわけではありません。最初は小さなマーケットを目指すのでも構いませんが、最終的には社会経済に大きなインパクトをもたらすグローバル企業を創出することが本事業の目標です。

そのために、事業化のプロと研究者がチームを組んで頂くのが本事業の特徴です。事業化推進機関の皆さんが本気でグローバル企業を目指すようなご提案が数多く寄せられますよう、宜しくお願い致します。

D-Globalプログラムオフィサー
長谷川 克也

本公募プログラムの趣旨・目的

大学等の技術シーズを核にして、社会・経済に大きなインパクトを生み、**国際展開を含め大きく事業成長するポテンシャルを有するディープテック・スタートアップの創出を目的**とします。

その目的を達成するため、本公募プログラムでは**技術シーズの事業開発に責任を有する事業化推進機関および研究開発に責任を有する研究代表者が共同代表者**となり、**事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもとに事業化マイルストーン及び研究開発マイルストーンを設定**し、事業化推進機関と研究代表者が一体的に課題を推進します。

このような課題推進体制を通じて、大学等発ディープテック・スタートアップの起業前段階から、リスクは大きいものの高いポテンシャルを持つ技術シーズに関して、事業戦略や知財戦略の立案、起業チームの組成、事業会社や海外投資家等とのネットワーク構築等に取り組むとともに、国際市場への展開を前提とした事業化に必要な研究開発を推進します。

本公募プログラムの対象

本公募プログラムでは、大学等発の技術シーズを核にして事業化を目指す研究開発課題の中で、**概念実証およびスタートアップ組成のフェーズ（ステップ2）に入ることが適切と判断される課題が対象**となります。概念実証のステップに入れるかの目安は以下のとおりです。各基準については選考の観点にも含まれており、それぞれの点について審査にて状況を確認させていただくことがあります。

【総合的な基準】

社会・経済に対して大きなインパクトをもたらすビジネスとなる可能性がある。

【個別の基準】

○事業開発

- －どのような顧客のどのような課題を解決するビジネスを目指すかが構想されている。
- －行おうとするビジネスに関して、十分に大きなマーケット規模が予測できる。
- －製品・サービスの特徴・価値が明確であり、課題を解決する代替手段や競合に対する競争優位性を確保されている。

○技術開発

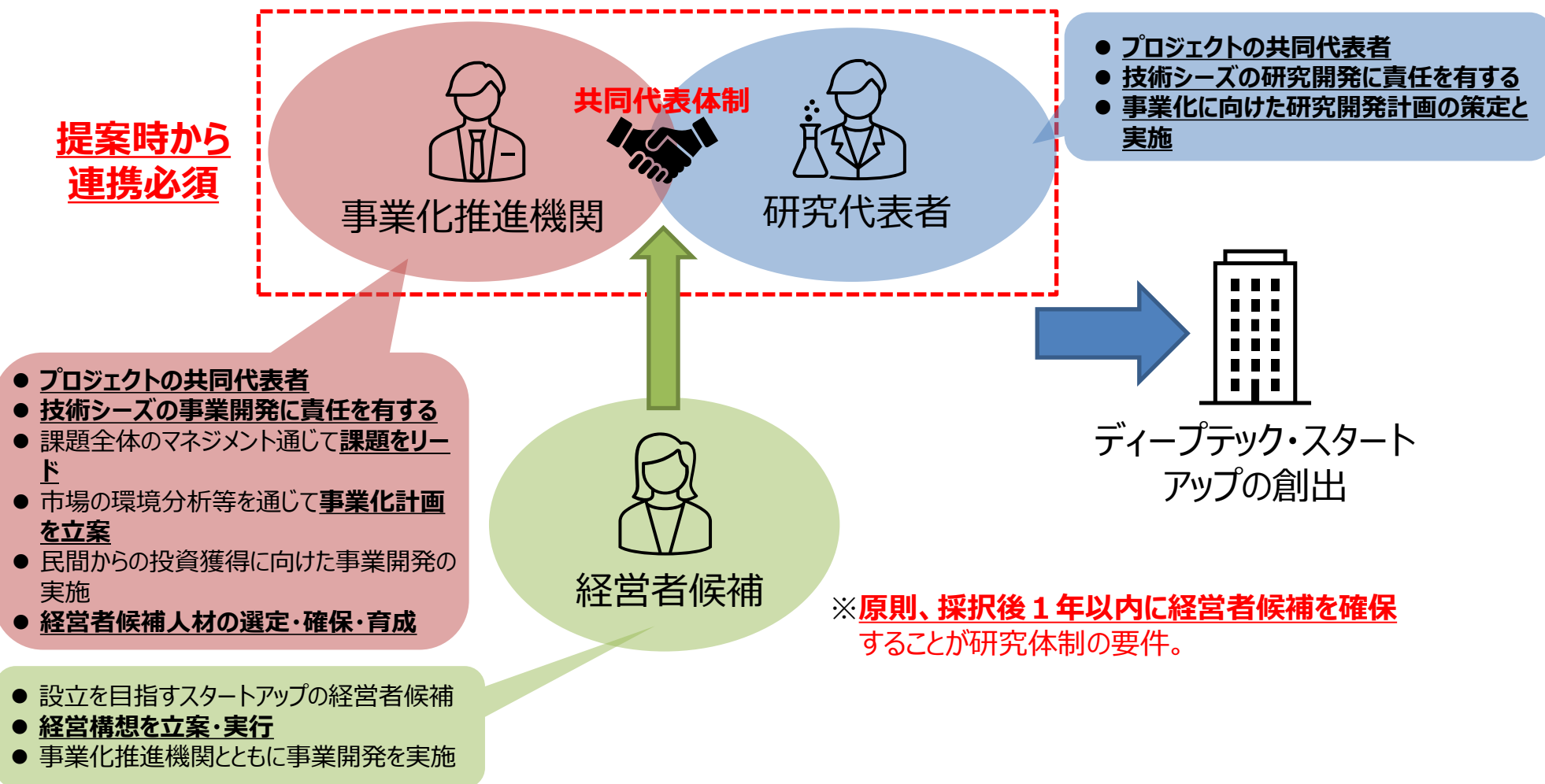
- －用途仮説に基づき必要な性能の検証が行われている
- －原則、基本特許を有している
- －競争優位性を確保できるような事業の中核となる特許群の出願計画がある。

○体制整備

- －事業開発を推進する責任者が存在する

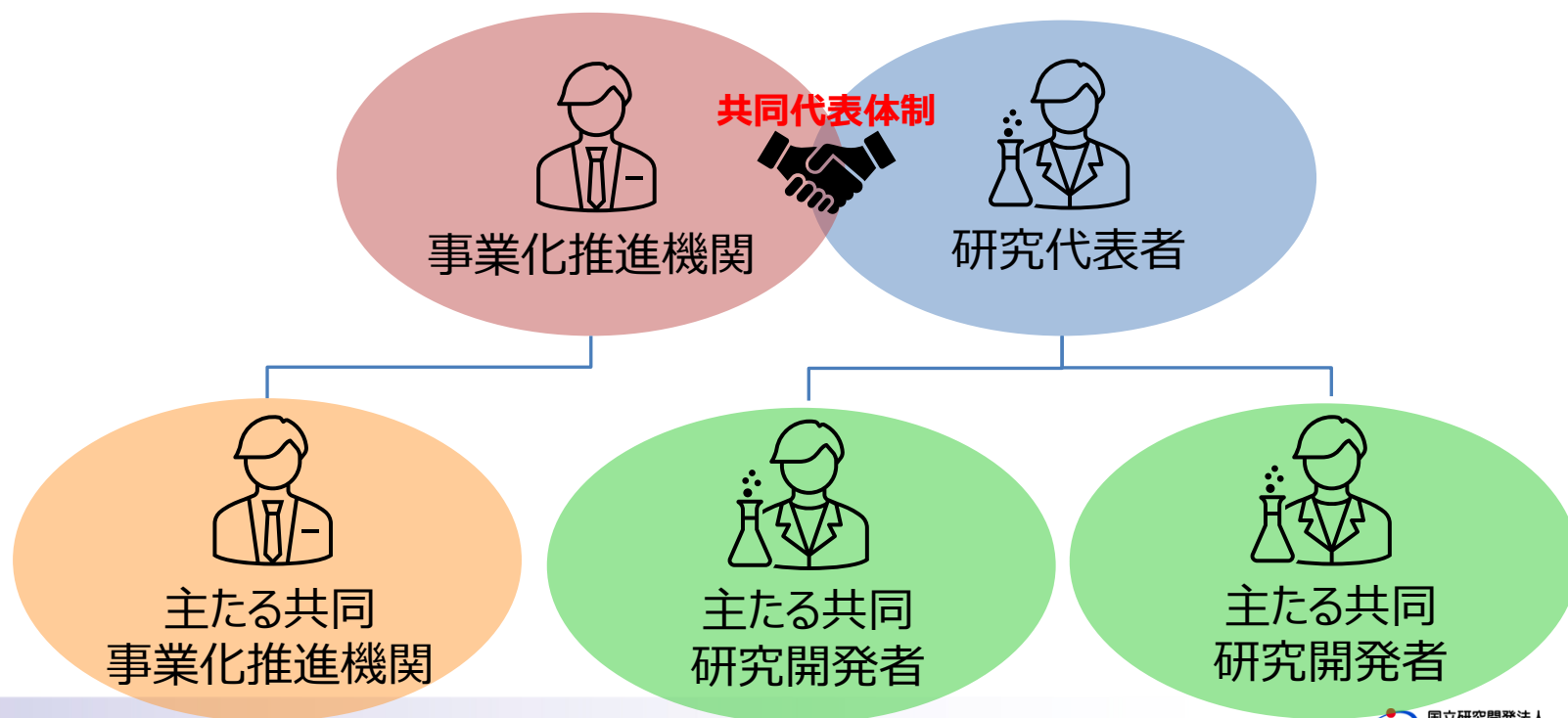
推進体制およびそれぞれの役割

事業化推進機関・研究代表者が共同代表者となり、**事業化推進機関のマネジメント主導の下、課題を推進**し、ディープテック・スタートアップの創出を目指す。



推進体制の補足

- ✓ 推進体制に事業開発のための主たる共同事業化推進機関、研究開発のための主たる共同研究開発者をおくことも出来ます（※**研究代表者の所属機関と異なる研究機関や複数の事業化推進機関にて委託費の執行が必要である場合等。これらの機関は直接JSTと委託研究契約を締結します**）。
- ✓ 事業化推進機関が複数となる場合、事業開発の主体となり、事業開発の推進全体に責任を負う代表事業化推進機関を定めてください。



本公募プログラムで実施すべき内容

- ✓ 課題終了時の達成目標を定め、その中間目標となる事業化マイルストーン及び研究開発マイルストーンを設定
- ✓ これら達成目標及びマイルストンの達成に向けて研究成果と事業化の間のギャップを埋めるために必要な活動（例：顧客及び用途の特定、試作品開発、ビジネスモデルのブラッシュアップ、仮説検証のためのデータ取得、潜在顧客へのヒアリング、技術実証の実施、展開先として想定する一定の地域や国を対象とした市場・規制・競合技術の調査、知財戦略に基づいた特許の取得等）を実施
- ✓ 設定する達成目標やマイルストンの達成に寄与しない研究活動等は本公募プログラムの支援対象外

本公募プログラムにおける課題支援策

✓ 特許関連経費の直接経費からの支出

- 本公募プログラムでは、大学等を対象として、以下の1から4の要件をいずれも満たすことを条件として、特許関連経費を直接経費から支出することが可能。（条件を満たしていない場合でも間接経費から支出することが可能）
 1. 研究開発期間中に得られた研究成果、または、研究開発期間中に知財戦略を構築した結果、出願が必要となった成果（本研究開発期間開始前の成果）の出願であること。
 2. 原則、委託研究開発期間内の出願であること。
 3. 大学等の単独出願もしくは課題内の大学等の共同出願であること。
 4. 当該特許を基に起業したスタートアップが一定の収益を得た後、本公募プログラムで支出した特許関連経費分の費用（例：ライセンスの一時金等）を大学に支払う仕組みを、各大学等において策定すること。
 - 直接経費による支出が可能な経費は、出願料（外国含む）、登録料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用（上限は1言語につき税抜き100万）等、出願・審査・権利化にかかる経費。ただし、維持年金、登録維持年金（登録料と不可分な場合は可）、訴訟等に関する費用などは対象外。
- ## ✓ 起業後の支援継続（SU直接支援） 【再掲】
- スタートアップの創業初期の一定段階にある研究課題に対して、事前の確認・承認を経て支援を行います。

本公募プログラムにおける課題支援策

✓ 経営者候補人材の人件費・謝金の支出

- 研究機関または事業化推進機関から支出が可能。雇用する場合、研究機関または事業化推進機関が自ら行い、雇用契約にかかわる諸条件は各機関の規程に準拠。雇用が困難な場合は、研究機関または事業化推進機関から謝金として支出することが可能。その場合においても根拠となる規定等は必要。
- 経営者候補人材の人件費・謝金について、機関の規程の範囲で高額な報酬を検討する場合においても、スタートアップ創出後に想定される報酬額を上限として適切な金額を検討してください。

注) 人件費や謝金の支出が所属する機関の規定・規則に沿った内容であるか事前にご確認ください。

補足

事業化推進機関の活動経費として、大学等の技術シーズを事業化するために必要な分析・調査等の総合的なマネジメントを行うために必要な経費や、市場調査やコンサルティングの外注等に必要な経費を研究開発費（直接経費）から支出することができます。

D-Global委員会①

2026.8月時点

- ✓ 本公募プログラムの管理・運営は JST の「ディープテック・スタートアップ国際展開委員会（委員会）」が行ないます
- ✓ 研究者のみならず、事業系有識者の方々にも委員を務めていただいています

役職	氏名	所属
委員長／PO	長谷川 克也	東京大学 産学協創推進本部 スタートアップ推進部 シニアアドバイザー
副委員長	金子 周一	金沢大学 大学院医薬保健学総合研究科 特任教授
委員	石川 正司	関西大学 化学生命工学部 教授
委員	伊藤 肇	北海道大学 大学院工学研究院応用化学部門 卓越教授
委員	稲見 昌彦	東京大学 先端科学技術研究センター 教授
委員	潮 尚之	ITPC 代表
委員	内田 毅彦	サナメディ株式会社 代表取締役社長
委員	宇治原 徹	名古屋大学 未来材料・システム研究所附属未来エレクトロニクス集積センター 未来デバイス部 教授
委員	尾崎 典明	エスファクトリー 代表

D-Global委員会②

- ✓ 本公募プログラムの管理・運営は JST の「ディープテック・スタートアップ国際展開委員会（委員会）」が行ないます
- ✓ 研究者のみならず、事業系有識者の方々にも委員を務めていただいています

役職	氏名	所属
委員	河口 信夫	名古屋大学 未来社会創造機構 教授
委員	久保 浩三	奈良先端科学技術大学院大学 研究推進機構 特任教授・名誉教授
委員	近藤 昭彦	神戸大学 大学院科学技術イノベーション研究科 教授
委員	酒井 崇匡	東京大学 大学院工学系研究科 教授
委員	櫻井 政考	TEAMアライアンス株式会社 代表取締役社長
委員	高谷 直樹	筑波大学 生命環境系 教授
委員	田中 雅範	株式会社地域経済活性化支援機構 地域活性化支援本部 マネージング・ディレクター
委員	田畑 仁	東京大学 大学院工学系研究科 教授

D-Global委員会③

- ✓ 本公募プログラムの管理・運営は JST の「ディープテック・スタートアップ国際展開委員会（委員会）」が行ないます
- ✓ 研究者のみならず、事業系有識者の方々にも委員を務めていただいています

役職	氏名	所属
委員	橋本 千香	ガラス合同会社 代表社員
委員	原田 謙治	株式会社メディカルインキュベータジャパン 執行役員
委員	春山 貴広	GLOBIZZ Corporation President
委員	東出 浩教	早稲田大学 経営管理研究科 教授
委員	若宮 淳志	京都大学 化学研究所 教授

募集概要

第6回 募集概要

✓ 研究開発期間：最長3年程度（2030年3月末まで）

- ・ 2027年4月上旬頃～2030年3月末まで
- ・ 本公募プログラムは原則起業前の支援を行うものです。そのため、申請上限期間（2030年3月末）前に起業を予定する場合は、当該**起業予定時期迄を研究開発期間**としてください。

✓ 研究開発費（研究開発期間総額、直接経費）：3億円程度まで

- ・ 正当な理由がある場合、**上限5億円**の申請が可能
- ・ 間接経費は、原則として直接経費の30%を別途措置
- ・ 採択時に初年度の研究開発費の上限を設けることがあります

✓ 採択予定課題数：10件程度（目安）

注）採択課題に対しては毎年度進捗評価が実施され、その結果により課題の中止、研究開発費の増減、研究開発期間の延長／短縮が行われる場合があります。

チャレンジ枠について

＜公募要領 P22 抜粋＞

研究開発期間・研究開発費を 1 年間分に限定し、JST より提示する目標・マイルストーンをその期間内に達成したことが認められた場合、その後の課題の継続が承認される形式（以下、「チャレンジ枠」という。）で採択される場合があります。継続が認められた場合は残り（最長 2 年間分）の研究開発期間・研究開発費が改めて措置されます。

＜申請書様式1 抜粋＞

6.(3)技術シーズや周辺技術についての製品化に向けた開発項目の進捗状況

※本表における定量的な目標値が審査における重要な指標になるため、極力定量的な記載に努めてください。また、**公募要領に記載のチャレンジ枠での採択を検討する場合、上記の「研究開始1年時点での到達目標」も条件設定の際の参考とします。**

第6回 募集スケジュール

項目名	日付
申請書提出期限 (e-Radおよび申請フォームによる提出)	2026年9月30日(水) 正午 <厳守>
書類審査(予定)	2026年11月中旬
ヒアリング審査(予定)	2026年12月9日(水)、10日(木)、11日(金)、 17日(木)、18日(金)
選定課題の通知	2027年1月末
課題開始(予定)	2027年4月上旬頃

* 上記の書類審査以降の日程は予定であり、今後変更される場合があります。変更があった場合、大学発新産業創出基金事業のWebサイトにてお知らせいたします。

応募要件

以下の要件を**すべて**満たしていること

※応募要件を満たさないことが判明した場合、**研究提案書の不受理**、ないし**不採択**

※応募要件は当該研究課題の**全研究期間中、維持される必要があります**。途中で**要件が満たされなくなった場合**、当該研究課題の全体ないし一部を**中止（早期終了）**

1) 事業化推進機関の要件

- ア) 課題の共同代表者として、課題全体のプロジェクトマネジメントおよび技術シーズの事業開発の責務を果たせること。
- イ) 事業を構想する能力（起業前段階を含むスタートアップの事業育成や資金調達に関する実績や戦略・計画の立案能力）を有していること。
- ウ) 大学等と連携しながら一体的に事業開発できる実績、能力及び熱意を有しており、本公募プログラムにおいて大学等との良好な関係を構築できること。また、課題に複数機関が参画する場合、プロジェクト推進のために必要な連携関係が構築できること。
- エ) 事業化に不可欠な人材（経営者候補人材含む）の選定・推薦・確保が可能なこと。また、本公募プログラムを通じて経営者候補人材の育成を行うことができること。
- オ) 国際的な市場ニーズの把握や事業展開に強みを有し、そのニーズを踏まえて事業化に向けて必要なリソースを集め、事業開発を推進できること。
- カ) 設立に関与した大学等発スタートアップに対して出資できる機能を有しているか、または設立後に出資を呼び込むためのネットワーク等を有していること。
- キ) 補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置に該当していない機関であること。
- ク) 日本の法人格を有し、JSTが提示する委託研究契約書に従い、JSTとの委託研究契約が可能なこと。また、委託研究契約締結に当たり、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を遵守し、「体制整備等自己評価チェックリスト」を応募時に提出できること。また、チェックリスト内の太枠線のチェック項目（全ての機関が実施する必要がある事項に係るチェック項目）については、全て「実施済み」となるように対応できること。

応募要件

2) 研究代表者の要件

- ア) 申請の核となる技術シーズの発明者である、もしくは発明に関わった者であること（応募にあたっては当該技術シーズに関する特許を取得していることが望ましいが、特許出願中や特許を出願予定であるもの、また必ずしも特許出願を行わない技術シーズ（ソフトウェア等）に基づく応募も可能）。
- イ) 申請の核となる技術シーズを利用したスタートアップの設立等により、大学等の研究成果の社会還元等を目指していること。
- ウ) 国内の大学等の研究機関に所属して、当該研究機関において研究開発を実施する体制を取ること(国内の研究機関に所属する外国籍研究者も申請可能です。学生は申請出来ません。)
本公募プログラムで対象とする大学等の研究機関は、国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等となります。

3) 経営者候補人材の要件

- ア) 起業経験や創業期のスタートアップでの実務経験を通してスタートアップの経営能力を有している、または、起業やスタートアップのマネジメントに必要な知識・スキルを習得する能力と意欲を有していること。
- イ) 本公募プログラムの支援を受けるに当たり、研究代表者または事業化推進機関のグループに参画し、人件費や活動費については研究代表者の所属機関または事業化推進機関から執行すること。

応募要件

4) 課題推進体制の要件

- ア) 事業化推進機関および研究代表者の共同代表体制が整っていること。また、各参加者が課題の推進に必要な十分なエフォートを確保できること。
- イ) 採択された場合、1年以内に経営者候補人材が参画すること（※1～3）。
- ウ) 研究代表者が主導する研究開発においても、共同代表者である事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもとで課題を推進できること。
- エ) 課題に参画する者の利益相反に関して適切に整理され、必要なマネジメント方策を構築していること。
- オ) 本公募プログラムが目指すエコシステムの構築（1.1.2 本基金事業の目指す姿）に賛同すること。

5) 技術シーズの要件

- ア) 技術シーズに関わる知的財産を有している場合、その権利関係が事業化に際して支障が無いこと（他者との共願特許が無いこと、または、共願人の確実な了解をとっていること等）。
- イ) 技術シーズに関わる知的財産について採択後に権利化を予定している場合、権利関係が明確で、事業化に支障が無いこと（他者による技術貢献がある場合には、出願やその後の事業実施に向けて了解を取っていること等）。
- ウ) 既に立ち上げたスタートアップがある場合、そのスタートアップとは異なる技術シーズであり、新規のスタートアップの創出を目的としていること

応募要件

6) その他の要件

- ア) 申請の核となる技術シーズについては、本公募プログラムを通じて創出されるスタートアップでの事業化に関して、その技術シーズの発明者、技術シーズが帰属する機関等（特許出願人等）の同意が得られていること。
- イ) 本公募プログラムの原資が公的資金であることに鑑み、本公募プログラムで創出を目指すスタートアップの事業計画は、市場構造の特性上やむを得ない場合を除き、応募時点で特定企業による買収のみを目標とした計画ではないこと（ただしこの要件は、創出を目指すスタートアップの事業計画が、課題を進める中で、応募時点の計画から進化することを制限するものではない）。

重複制限

大学発新産業創出基金事業および大学発新産業創出プログラム（START）においては以下の重複制限があります。

- 1) 同一の研究代表者は以下の＜対象となる制度＞のうち 2 つ以上の制度の支援を同時に受けることはできません。
- 2) 同一の研究代表者が、同一の制度へ複数課題を申請することはできません。
- 3) ＜対象となる制度＞のいずれも支援を受けていない場合、複数の＜対象となる制度＞に申請することが可能ですが、いずれかの制度の採択が決定した段階で、採択が決定した制度の支援を受けて申請中の制度を辞退するか、申請中の制度の審査結果を待つために採択が決定した制度の支援を辞退するか選択していただきます。
- 4) ＜対象となる制度＞のいずれかを実施中の場合の申請制限は、以下の通りです。
 - (a) 実施中の課題が最終年度以外の場合は、他の＜対象となる制度＞には申請することはできません。
 - (b) 実施中の課題が最終年度の場合、研究開発期間が複数年度である他の＜対象となる制度＞および研究開発期間の終了時期が実施中の制度よりも後となる単年度である他の＜対象となる制度＞には申請できます。ただし、採択された場合において、重複する研究開発期間がある場合、採択された課題の開始に伴い、従前に実施していた課題の支援は中止となります。
 - (c) 実施中の課題が最終年度の場合においても、研究開発期間の終了時期が実施中の制度と同一または実施中の制度よりも前である単年度である他の＜対象となる制度＞には申請できません。
- 5) 下記の＜対象となる制度＞に加え、公的資金を原資とし、スタートアップの創出を目的とするその他の制度に関しても、同一の技術シーズを用いる場合は 1)、3)、4) と同様の扱いとします。ただし、4) (b) について、2 つの制度で重複する研究開発期間がある場合、従前に実施している課題の終了後、新規に採択された課題を開始する等の調整を行います。

※ 上記記載は研究代表者に関する記載であり、**事業化推進機関については原則、応募にあたり重複の制限はありません。**

※ ＜対象となる制度＞については次のスライドをご参照ください

<重複制限の対象となる制度と重複制限の一覧表>

			大学発新産業創出基金事業			研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム	
			ディープテック・スタートアップ国際展開①	スタートアップ・エコシステム共創内の研究開発課題②	早晩プログラム ステージ2③	SBIRフェーズ1支援	
						起業による技術シーズの事業化を目指す場合④	技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合⑤
大学発新産業創出基金事業	ディープテック・スタートアップ国際展開①		－	×	×	×	△
	スタートアップ・エコシステム共創内の研究開発課題②		×	－	×	×	△
	早晩プログラム ステージ2③		×	×	－	×	△
研究成果展開事業 大学発新産業創出プログラム	SBIRフェーズ1支援	起業による技術シーズの事業化を目指す場合④	×	×	×	－	－
		技術移転による技術シーズの事業化を目指す場合⑤	△	△	△	－	－

△：技術シーズが異なれば実施可

×：同時に実施不可

－：同時に申請不可（同一制度への複数申請は不可）

※詳細な条件はスライド32「重複制限」または公募要領「2.8 応募の制限」を参照してください。

選考の観点（1/3）

1) 事業性

- 国際市場にて大きく成長する等社会・経済に対して大きなインパクトをもたらすビジネスとなる可能性があるか。
- 公費により支援すべき挑戦的な内容となっているか（リスクテイクにより、大きなリターンが得られるような事業が構想されているか）。
- バリューチェーンの分析も含め、適切なビジネスモデルが想定されているか。
- 対象とする市場や規模等の予測は適切か。
- 適切な顧客候補が想定されているか。
- 顧客候補のニーズ、ペインが適切に把握されているか。
- 市場・顧客視点で、開発する製品やサービスの特徴と成長性・収益性が検討されているか。
- 類似事業を把握したうえで、競争優位性を有するか。
- 想定される事業リスクが適切に把握されているか。また、具体的な対応策が検討されているか。
- 想定しているビジネスモデルに沿った適切な収支計画が想定されているか。
- 国際市場への展開を目指しているか。

選考の観点（2/3）

2）技術シーズ

- 技術シーズは競争優位性を有し（革新性や独創性等を有し）、学術的な裏付けがあるか。
- 事業化までに解決すべき技術的な課題が特定され、適切な対応方針が検討されているか。

3）計画

- 事業構想に基づいた適切な達成目標や事業開発計画・研究開発計画（明確なマイルストンの設定含む）が設計できているか。
- 参入障壁の構築等に向けた知財戦略が立てられているか。
- 資金調達に係る適切な戦略及び計画が立てられているか。
- 予算の使途や規模は適切か、また内容は具体的か。
- 国際市場への展開を目指した適切な活動が検討されているか。

選考の観点（3/3）

4）課題の推進体制

- 目標達成及び計画の遂行に向けて、適切なチームが構築できているか。
- 事業化推進機関および研究開発体制は、十分な実績もしくは強みを持っているか。
- 事業化推進機関は事業化に不可欠な人材（経営者候補人材含む）を確保するためのネットワーク等を有し、起業に向けた適切な体制構築が望めるか。
- 研究代表者は、研究開発計画や知的財産戦略の遂行に必要な能力を有しているか。もしくは能力の不足部分を補完する体制が構築できているか。
- 大学の産学連携部門や知財部門等との連携体制が構築できているか。
- その他アウトソース含め、必要な助言や支援を得るためのネットワークがあるか。

5）本課題終了後の構想

- 事業成果を大学等に還元するための仕組みが構築または検討できているか。

審査の段階で議論になることが多いポイント

事業面：

顧客や顧客のニーズ・ペインの解像度

- ー本当に売れるのか？
→バインーム・レベルでの潜在顧客の特定
- ー顧客の求める製品仕様やコストの明確化
→Nice to have でなく Must have の製品か
- ー参入しようとする業界のバリュー・チェーンの中で、
どのような位置取りをしていくのか？

事業としてどれだけスケールするのか？

- ー最終的にどれだけ大きな市場を目指せるのか
→短期～長期の具体的ビジネスモデル構想
→スケールに向けた段階的な成長戦略
→グローバルな視点
- ー長期的な競争優位性を保つ戦略の構想
→知財、ビジネスモデル、ブランディング等
→初期FTO調査等の実施計画を具体化

技術面：

技術の成熟度

- ー3年後に会社を設立して投資家の資金を呼び込めるレベルの技術か？ まだ基礎研究なのではないか？
 - ・(ライフサイエンス系の例)
創薬候補化合物の取得、MOAの解明、初期的な安全性検証の実施状況 等
 - ・(非ライフサイエンス系の例)
用途仮説に基づいた実環境でのPOC取得状況等

事業化に向けた適切な開発計画

- ー事業を見据えた開発目標や体制になっているか？
 - ・(ライフサイエンス系の例)
初期ターゲットとする対象疾患の妥当性
 - ・(非ライフサイエンス系の例)
スケールアップや製品化に向けた人材の確保

- ・申請時点で全てが揃っている必要はありませんが、事業面・技術面ともに、現在の進捗状況・今後の計画について出来る限り具体的に記載することが求められます。
- ・ベースとなる技術は、学会や論文誌等において学術的裏付けのある研究成果であることが前提です。補足資料等を用いて証左となる技術的データも提示してください。

申請書の種類と提出方法

- 申請書には、**e-Radから提出する書類**と**申請フォームから提出する書類**があります
- 提出期限は、**2026年9月30日（水）正午＜厳守＞**

e-Radから提出する書類

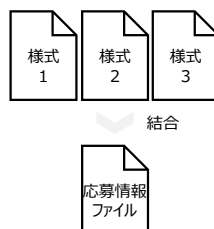
※すべてPDF形式に変換、
各ファイルサイズは**30MB以下**

作成



様式
1
～
3

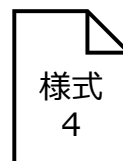
1. 課題の概要
2. 課題予算案
3. 知的財産確認書



⇒「応募情報ファイル」として1つの
ファイルに結合

様式
4

- ・ヒアリング審査説明資料
- ・(任意) 事業構想や技術シーズに
関する補足説明資料



**e-Radに直接入力する項目も
多数あり、対応には時間が掛か
ります。余裕を持ってご提出くだ
さい。**

申請フォームから提出する書類

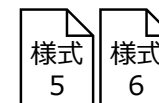
※ファイルサイズは計**5MB以下**

作成



様式
5
～
6

1. 事業化推進機関および事業化
推進者の概要
2. 事業化推進機関の財務状況



決算
報告書

- 事業化推進機関の以下いずれかの書類
(直近3期分)
- ✓ 決算報告書
 - ✓ 有価証券報告書



納税
証明書

- 事業化推進機関の（国税）納税証明
書
(直近3期について記載のある“納税証明書
(その1) ”)



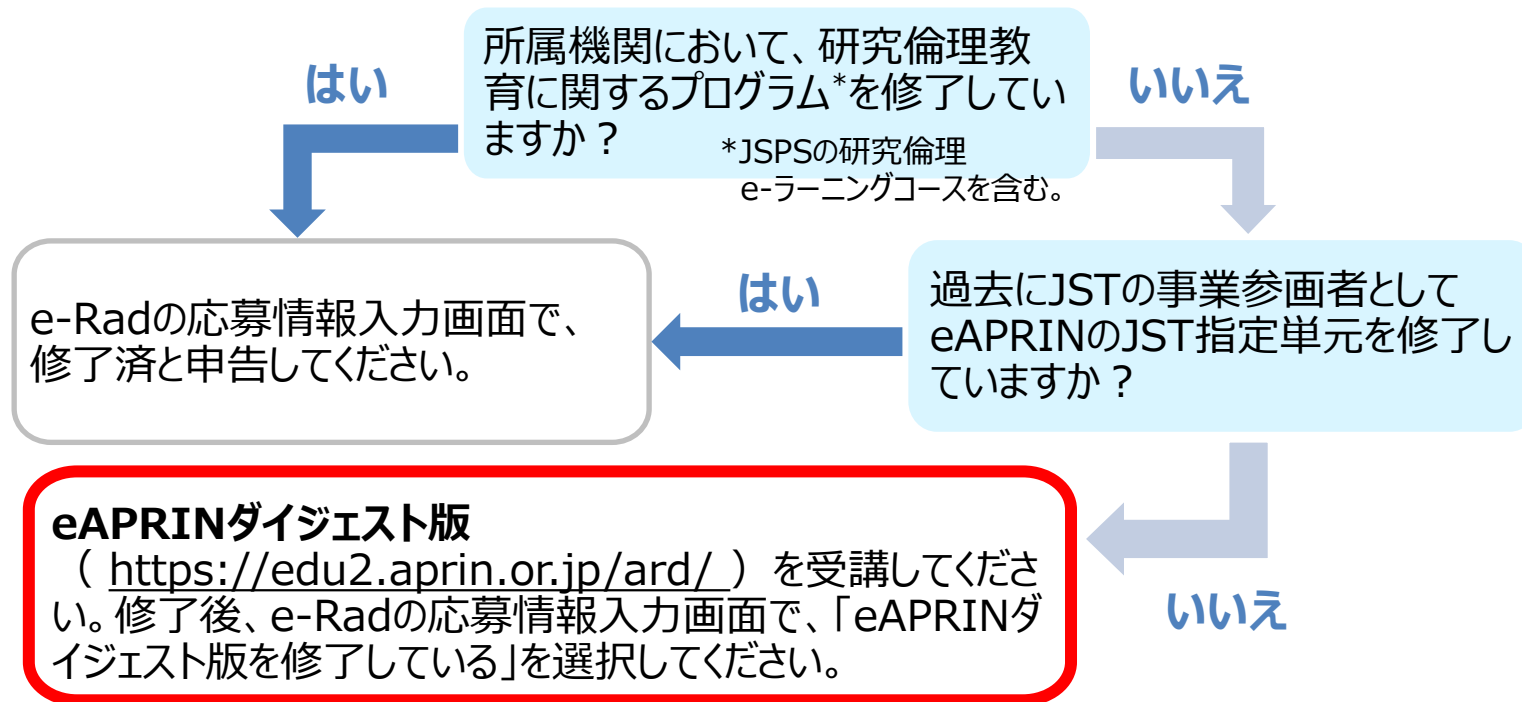
提出先 : <https://www.e-rad.go.jp/>

提出先 : https://form.jst.go.jp/s/dglobal_shinsei6_01

応募時の留意点

【研究倫理教育に関するプログラム】受講・修了について

研究代表者は「研究倫理教育に関するプログラム」を修了していることが申請要件です。**修了していることが確認できない場合は、要件不備となります。**



※研究代表者以外については、申請時の受講・修了は必須としません。

採択された場合、原則として全ての研究参加者について研究倫理教育に関するプログラム（所属機関で実施するプログラム、eLCoRE、eAPRIN等）の受講を必須とします。詳細は、公募要領「4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について」を確認してください。

応募時の留意点

【研究倫理教育に関するプログラム】受講・修了について

e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている
受講確認書番号（数字7桁+ARD※）を申告してください。

※令和元年8月以前に修了した場合は、Ref#から始まる番号となります。

eAPRIN画面

e-Rad申請画面

基本情報	研究経費・研究組織	個別項目	応募・受入状況
[確認] 研究機関における 公的研究費の管理・監査 のガイドライン（実施基 準）（平成26年2月18日改 正）の内容を理解し、遵守 することを誓約しますか。 ☐ 内容を理解し、遵守することを誓約します。			
[確認] 本提案が採択され た場合、不正行為並びに 活動費の不正使用を行わ ないことを誓約しますか。 ☐ 不正行為並びに不正使用を行わないことを誓約します。			
[確認] 本提案書に記載し ている過去の業績におい て、不正行為は行われて いないことを誓約しますか。 ☐ 不正行為が行われていないことを誓約します。			
[確認] 研究倫理に関す る教育プログラムの修了 状況について回答してく ださい。（eAPRIN(旧 CITI)を含む） ☐ 所属機関のプログラム(IBCITIを含む)を修了している ☐ JST事業等でeAPRIN(IBCITIを含む)を修了している ☐ eAPRINダイジェスト版を修了している(修了証番号を入力)			
[確認] eAPRIN(IBCITI) ダイジェスト版を終了し ている場合、修了証番号 を入力してください。 (該当者は必須) 1930327ARD			

* 受講確認書番号について

e-Rad の応募情報に入力する受講確認書番号は受講確認書の下記の場所に
表記されています。（数字7桁＋英文字3桁）

单元名(Lesson name): 責任ある研究行為ダイジェスト / < Digest Version >
Responsible Conduct of Research_RCR

受講日(Passed on): 2019/07/03

受講確認書番号(Confirmation Report Number): 1930327ARD ← 受講確認書番号

応募時の留意点

【研究インテグリティに係る情報入力】について

e-Radでの応募には、「**研究インテグリティに係る情報入力**」が必須です。

※e-Radの改修（2022年3月15日）以降、登録をしていない場合は必ず行ってください。

※登録が完了していない場合、本公募へ申請できません（エラーになります）。

研究者情報の修正

研究者の基本的な情報の登録/修正を行います。

基本情報 研究分野 所属研究機関

所属する研究機関

所属情報の管理は、所属する研究機関の事務代表者/事務分担者が行います。情報が誤っていることが発覚した場合には、対象の研究機関の事務代表者/事務分担者へ修正を依頼してください。

e-Rad外の研究費の状況および役職と所属機関への届け出状況

(1) e-Rad外の研究費

契約の種類	相手機関(相手機関の国名) 制度名 (研究期間)	研究課題名	予算額	エフォート (%)	機密保持契 約締結有無	削除
[行の追加]						

(2) (兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む) 現在の全ての所属機関・役職

兼業、外国の人材登用プログラムへの参加、あるいは雇用契約のない名誉教授等	相手機関の所在地	削除
[行の追加]		

(3) 誓約状況

助成金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に準じ所属機関に適切に報告しているか。

☒ 報告している

名前表示にカーソルを合わせると出てくる【研究者情報の確認・修正】をクリックし、「所属研究機関」タブで操作を行います。

- (1) e-Rad外の研究費
- (2) 現在の全ての所属機関・役職
(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む)
について該当があれば入力し、適切に所属機関に報告していることを確認。

- (3) 誓約状況
チェックボックス「報告している」をチェック。

応募時の留意点

【「安全保障貿易管理」の要件化】について

・本公募は、「**安全保障貿易管理**」の要件化対象のため、e-Rad申請時の基本情報タブで**安全保障貿易管理に関する入力項目**があります。

公募要領「4.4 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）」およびe-Radの記載内容を確認し、「リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無」へ回答してください。

安全保障貿易管理

本公募が安全保障貿易管理の要件化対象の公募で、所属する研究機関において安全保障貿易管理への対応が未整備の場合は、以下の質問に回答してください。

（該当の場合は、本応募画面上部に、本公募が安全保障貿易管理の要件化対象の公募である旨のメッセージが表示されています。）

安全保障貿易管理の詳細は、次のURLから確認してください。 <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html>

「本公募を通じて取得した(する)貨物・技術であって、外国為替及び外国貿易法のリスト規制に該当する貨物・技術を輸出(提供)する予定又は意思はありますか。

又は、既に保有するリスト規制に該当する貨物・技術について、本事業において輸出(提供)する予定又は意思はありますか。

提供は、国外への提供に加え、非居住者への国内での提供、非居住者の強い影響を受ける居住者への国内での提供を含みます。」

なお、質問に「あり」と回答して、所属研究機関の安全保障貿易管理体制の整備状況が、未整備又は整備中である場合は、外国為替及び外国貿易法第55条第1項に規定する「輸出等」又は本事業終了のいずれか早い方までの整備が必要です。また、契約時まで、所属研究機関から、安全保障貿易管理体制の旨の誓約書の提出が必要です。（体制整備状況及び誓約書提出については、所属研究機関の事務担当部署に確認してください。）

リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無



あり



なし

リスト規制対象貨物の輸出又は技術の提供の予定の有無について必ず回答してください。

【重要】

リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理体制の構築を行う必要があります。また、提供の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出・提供又は本事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。加えて、契約時まで、所属研究機関から、安全保障貿易管理体制を構築する旨の誓約書の提出が必要となります。

採択後の補足説明

研究費の不正な使用等に対する措置

本事業において研究費の不正な使用等が行われた場合には、**研究の中止、研究費等の全部または一部の返還の措置**をとります。また、不正の内容等に応じて、**本事業および国の他の競争的研究費制度への申請および参加の制限措置**をとります。

- 公的研究費は、国民の貴重な税金を原資として成り立つため、助成機関の使用ルールや、研究機関における使用ルールにより適切に管理されることが必要です。
- 使用ルールの誤った理解により、思わぬ不正に繋がるケースが多く、注意が必要です。
- それぞれの使用ルールの確認などについて、日頃から研究機関の事務担当者等に相談することが大切です。

不正に関与した研究者に対する主な措置

人事処分

[所属機関の懲戒規定等]

*懲戒の事例として、懲戒免職、停職、減給等があります。

不正使用金額の返還

[補助金摘果化法又は委託契約条項]

*不正使用した当時から返還までの期日に応じた加算金等が加算されます

刑事処分

[刑法]

*悪質な不正使用事案の多くは詐欺罪が適用されています

競争的研究費の応募資格制限

[関係府省申合せ]

*平成24年度の改正にご留意ください。

公募・問い合わせ先

〒102-0076

東京都千代田区五番町7 K's五番町

国立研究開発法人 科学技術振興機構

スタートアップ・技術移転推進部

スタートアップ第1グループ

＜本公募プログラムに関するお問い合わせ＞

E-mail : start-boshu@jst.go.jp

- 公募要領・申請書 : <https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/deeptech/koubo-6th.html>
- 大学発新産業創出基金事業ホームページ : <https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/>
- JSTホームページ : <http://www.jst.go.jp>

✓ 申請書提出期限: 2026年9月30日正午 <厳守>

補足説明

【体制整備等自己評価チェックリスト】について

・本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。

・以下のウェブサイトの様式に基づいて、**委託研究契約締結前の指定する期日までに**e-Radを利用して、チェックリストが提出されていることが必要です（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません）。

・チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意：提出には、**e-Radの利用可能な環境が整っていることが必須**となります。
e-Radへの**機関登録には通常2週間程度を要します**ので、十分にご注意ください。
e-Rad利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトをご覧ください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、**事業化推進機関に関してもe-Rad登録が必要**となります。

e-Radの不具合に備えて

- e-Radは**締切数時間前から大変混雑し、動作が遅くなる場合があります。**
余裕をもって手続きをお願いします。
- **「研究インテグリティに係る情報」は必ず登録してください。**
 - e-Radログイン後の【研究者情報の確認・修正】メニューから行えます。
※操作方法の詳細は、公募要領「5.2 e-Radを利用した応募方法」を確認してください。
 - 研究代表者および主たる共同研究開発者について登録が完了していないと応募できません。
 - 「e-Rad外の研究費」に対象契約を記入する場合、予算額がない場合も空欄にせず0を入力してください。
- **締切当日の引き戻しは控えてください。**システム遅延により申請が間に合わない可能性があります。
- **トラブル発生に備えて、事前に問い合わせ窓口を確認しておいてください。**

e-Radの操作方法に関する問い合わせ	e-Radヘルプデスク	電話番号：0570-057-060(ナビダイヤル) 受付時間：9:00～18:00（平日）
事業に関する問い合わせ及び応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第1グループ	E-mail：start-boshu@jst.go.jp ※緊急時を除き、電子メールでお願いします。 電話番号：03-5214-7054 受付時間：10:00～17:00（平日）

(任意) 事業化推進機関PRページ

- ✓ 研究者と事業化推進機関の**マッチング**を支援
- ✓ PRページでは、VC、CVC、アクセラレーター等の**事業化実績**や**強み**などを各種資料で紹介

PRページ

大学発新産業創出基金事業

News 事業概要 公募情報 採択プロジェクト 各種手続き お問い合わせ

JSTトップ 大学発新産業創出基金事業 公募情報(第3回):ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム(D-Global) 2025年度 事業化推進機関PRページ

公募情報

ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム(D-Global)

2025年度 事業化推進機関PRページ

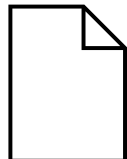
<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/deeptech/pr2025.html>

D-global PRページ **検索**

研究代表者の方へ

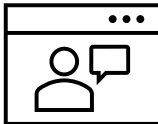
連携先の探索にご活用ください

PR資料



1. 事業開発の方針・戦略
2. 強み・アピールポイント
3. これまでの実績
4. 支援したい技術分野

PR動画



5分程度のピッチトーク

掲載機関は

- ✓ 起業を志向する研究者へのアピールを希望
- ✓ 事業化推進機関として公募要領上の要件を充足
- ✓ プログラム応募についての相談に関する秘密を保持

※事業化推進機関候補へのお問い合わせは、資料中の連絡先を参照の上、直接各機関へお願いいたします。